第441号

主な記事

1面	世界の食料を支配する一企業 診療研究会
2面	参議院選挙候補者アンケート結果
3面	指導計画のお知らせ
4面	医療機関への苦情事例、医療職員セミナーのご案内、橋下徹氏の発言に抗議する 理事会だより

岩手県保険医新聞

発行所
岩手県保険医協会
〒020-0034
盛岡市盛岡駅前通15－19
TEL 019-651-7341(代)
FAX 019-651-7374
発行人　箱石勝見
http://www.i-hoken-i.org
購読料　年2,400円（〒別）
会員の購読料は会費に含まれています。

映画

「モンサントの不自然な食べもの」
世界の食料を支配する一企業
食の安全と健康の危機を警告

当協会では、ドキュメンタリー映画「モンサントの不自然な食べもの」の無料上映会を6月25日㈫19時から盛岡のアイーナホールで行います。

世界の胃袋を握る―

アメリカに本社を構えるアグロバイオ企業「モンサント社」は世界の遺伝子組み換え作物市場の90％を誇るグローバル企業。そのクリーンなイメージに隠された裏の姿をカメラは追います。

遺伝子組み換え作物から、過去に発売された枯葉剤、農薬、PCB、牛成長ホルモン。映画では1世紀に渡るモンサント社のヴェールに包まれた歴史を多くの証言と機密文書によって検証していきます。

モンサント社は自然界の遺伝的多様性や食の安全、環境への影響、農業に携わる人々の暮らしを意に介しません。

この映画は生物の根幹である「タネ」を支配し、利益ばかりを追求する現在の「食」の経済構造に強い疑問を投げかけています。

グローバル化に揺れる食の安全と不自然な食べもの

農業、食の安全、医療、あらゆる分野で影響があるとされるTPPなど、急速に進む経済のグローバル化。この映画に登場する各国の深刻な状況は、経済のグローバル化が進んだ、明日の日本の姿かもしれません。

不自然な食べもの（遺伝子組み換え作物）が環境、人体に与える影響は誰にもわかりません。TPP参加で遺伝子組み換え作物など危険な食べ物が日本に入ってくるのは確実です。また、残留農薬の基準が緩くなり、使用できる食品添加物の種類も増える可能性があります。

42カ国で公開された遺伝子組み換え政策に大きな影響を与えた「食」ひいては「いのち」をめぐる世界の構造を暴く、今見るべき映画です。ぜひご参加ください。

無料上映会

【日時】 6月25日㈫
19：00～21：00（開場18：30）
【場所】 アイーナ7階　アイーナホール
盛岡市盛岡駅西通1－7－1

入場無料

ポイントは 共感と客観性のバランス
診療研究会「患者さんとの信頼関係を築くために」

講師の鈴木順先生

5月20日、盛岡のアイーナで岩手医科大学呼吸器・アレルギー・膠原病内科診療内科講師の鈴木順先生を講師に「患者さんとの信頼関係を築くために」と題して診療研究会を行いました。

先生は始めに、治療を効果的に進めるための医療者の心得として、「治療的自己」の概念を説明し、共鳴（患者との一時期的な同一化）がキーワードで、どうあればよいか（態度）がより重要だとお話ししました。治療者は50％以上の客観性と50％未満の共鳴を心がけて患者を現実社会に戻すことが大切だというワトキンス米国モンタナ大学臨床心理学教授の考え方を紹介しました。

次に抑うつ気分、うつ状態、うつ病の違い、うつ病患者の80％は身体症状のみを訴えるなどの特徴と、うつ状態が認められやすい身体疾患の中から糖尿病と呼吸器疾患の例を挙げました。また、うつ状態の原因となり得る薬剤、うつ病の誘因となる環境因子やストレス（日常的ストレス刺激）、うつになりやすい性格、新型うつ病と従来型の違いを説明し、うつ病に気がつくためのポイント、抗うつ薬の正しい使い方、SSRIとSNRI投薬時の留意点、患者さんへのアドバイスと家族へのアドバイスを説明しました。

参加者からは「うつ病については知らない部分がほとんどでしたが、うつ病を疑うポイントを頭において、患者さんの声に耳を傾けていきたいと思いました。共感のさらに上、『共鳴』大事にしていきたいです」などの感想が寄せられました。

診療研究会のようす

鉞のひびき

映画「パリで一緒に」は、ウイリアム・ホールデン扮する脚本家のもとに、オードリー・ヘップバーンがタイピストとして派遣されて来るところから物語が始まる。

「君の名は何」
「ガブリエル」
「パリに何年」「二年」
「映画の勉強に」
「それもあるけど　ほんとの目的は生きるためよ」
「生きるために？」
「最初の半年　退廃生活を勉強したわ」
「パリ祭のデートも経験のうちか」
「ただの友達よ」
「君はその俳優とパリ祭になにをする？」
「一日一緒にすごすわ」
「行きつけの店で朝食をして」
「パリの中を踊って歩いて」
「五時にオペラ」
「ラ・マセイエーズを歌って」
「花火を見て夜食にシャンパンを飲むのよ」
「好きだね」
「何が」
「生きることが」
「朝起きて一日が始まると思うと胸がおどるわ」

さて、ご同輩、われわれも、もう一度退廃生活を勉強し、ただの友達と一日一緒にすごし、行きつけの店で厚いプラチナポークを食べ、通りを軽やかに歩き、五時にコンサート、そのあとカラオケに行って、星座を見て夜食にブランデーをのむ、明日の服装と、することを考えながら眠る。

きっと朝起きて一日が始まると思うと胸がおどることだろう。

「レマン湖の　ほとりの小さな　村の墓地　村人となり　ヘップバーン眠る」と。

（Tamura）

■　税務調査、個別指導、保健所の立入検査の連絡があった際は、お早めに協会にご相談ください。（TEL019-651-7341）

参議院選挙候補者アンケート

当協会では、5月17日現在、7月に予定されている参議院選挙予定候補者の方々に下記のアンケートをお願いしました。回答をいただきましたので、会員の先生方の参考の一つにしていただければ幸いです。

アンケート内容

1．医療を受けた際、患者さんの窓口負担は現在3割です。G7の中で窓口負担が原則無料でない国は日本とアメリカだけですが、窓口負担はどれが適当とお考えですか。 ①　3割 ②　2割 ③　1割 ④　なし ⑤（　　）割が妥当	2．保険診療では患者さんに対して消費税がかかりませんが、医薬品や医療機器等には消費税が課せられ、医療機関が負担しています。消費税増税によって医業経営に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。医療機関に消費税を還元すべきとお考えですか。 ①　還元すべき ②　還元すべきではない ③　保険診療に消費税をかけるべき（窓口負担に消費税を上乗せして患者さんから徴収） ④　その他	3．TPP参加で日本の皆保険制度が形骸化し、アメリカの民間保険のような制度に代わる可能性がありますが、TPP参加についてどのようにお考えですか。 ①　参加すべき （例外なき関税撤廃） ②　条件付き参加 （条件：　　） ③　参加すべきではない ④　その他	4．原子力発電を利用すると、現在の科学技術では処理できない放射性物質を生み出し、それらは100万年に渡って生命環境から隔離しなければなりません。しかし、エネルギーの確保も大きな課題です。原子力発電についてどのようにお考えですか。 ①　即時撤廃 ②　西暦（　　）年に撤廃 ③　存続（現状通り） ④　数を減らして存続 ⑤　その他	5．国会議員になられた場合、1番力を入れたいこと、得意分野を教えてください。 （少子化や医療についてお考えがあれば教えてください。）

※候補者名の順番は左上から回答順となっています。

候補者／質問	平野達男氏（58） 無所属・現	吉田晴美氏（41） 民主・新	田中真一氏（46） 自民・新
1．患者窓口負担について	①　3割	①　3割	①　3割
2．医療機関への消費税の還元について	①　還元すべき	①　還元すべき	③　保険診療に消費税をかけるべき
3．TPP参加について	④　その他 食の安全を脅かす、その基盤を損ねるようなTPP、農林水産業、農山漁村の衰退につながるようなTPPであれば、TPPへの参加は断固阻止。	③　基本的に参加すべきではない 自由診療に関しては検討余地あり	②　条件付き参加 1．皆保険制度の維持 2．農業例外品目の維持
4．原子力発電について	④　数を減らして存続 徹底した安全対策最優先	②　2030年代に0を目指す	⑤　その他 ベストミックスを取り入れた上で、最新の設備に更新する。
5．力を入れたいこと、得意分野。（少子化や医療について）	復興	自身が甲状腺がんを克服した経験から、医療の大切さを強く感じています。医療現場で働く方々の負担は非常に大きく、就業環境改善に努めたい。両親ともに要介護であり、介護分野にも注力したいです。少子化に関しては働く母親の立場から多様化する生活スタイルに対応し「産みたい、育てたい」おもいを実現します。	日本の未来を担う人づくり 人口減少は経済活動の縮小、国力の低下の原因となる。少子化対策は急務と考える。

候補者／質問	たかはし　敬　子氏（51） 幸福・新	菊池　ゆきお氏（54） 共産・新	関根　敏伸氏（57） 生活・新
1．患者窓口負担について	①　3割	④　なし	①　3割
2．医療機関への消費税の還元について	④　その他 消費税増税は中止すべきです。	①　還元すべき	①　還元すべき
3．TPP参加について	②　条件付き参加	③　参加すべきではない	③　参加すべきではない
4．原子力発電について	③　存続（現状通り） 現時点では、エネルギーの確保が優先です。今後、新エネルギーの開発も進めていきます。	①　即時撤廃	①　即時撤廃
5．力を入れたいこと、得意分野。（少子化や医療について）	消費税増税の中止は強力に進めていきます。 得意分野は、主に農業です。 少子化については、女性が働きながらでも、3人位は子供を育てられるような環境を整えていきます。	被災者のくらし・生業の再建を中心にすえた復興。 消費税増税と社会保障の一体改悪、TPP推進を中止に。 所得と仕事をふやし、景気回復をはかる。 子どもと高齢者の医療費を無料に。	地域医療の再生に全力を尽くします！

■　税務調査、個別指導、保健所の立入検査の連絡があった際は、お早めに協会にご相談ください。（TEL019-651-7341）

個別指導、新規個別指導は6月7月から開始

今年度　岩手県指導計画のお知らせ

今年度の保険医療機関に対する指導について、東北厚生局岩手事務所に確認したところ次の通りでしたのでご参照下さい。

今年度は、集団的個別指導、新規個別指導、個別指導の他に、特定機能病院等に対して行われる特定共同指導が予定されています。

なお、昨年度の指導実施件数、診療科別平均点数、今年度の地区別指導計画等につきましては、5月8日付けで東北厚生局に情報開示請求を行っておりますが、まだ開示されておりません。速やかに開示するよう求めておりますが、開示され次第、先生方に情報提供させて頂きます。

	医　科		歯　科	
	時　期	場　所	時　期	場　所
集団的個別指導	9月から	盛岡市内一か所	9月から	各地区複数個所
新規個別指導	6、7月から	盛岡市内一か所	6、7月から	各地区複数個所
個別指導	6、7月から	盛岡市内一か所	6、7月から	各地区複数個所

今年度の岩手の指導計画と解説

○集団的個別指導（高点数に対する指導）

選定基準は、診療科別に平均点数の1・2倍（病院は1・1倍）を超えた保険医療機関の上位8％を対象としています。1・2倍を超えても、昨年度及び一昨年度に集団的個別指導を受けた医療機関や、今年度個別指導が行われる医療機関は対象になりません。

実施方法は集団での講習会形式のみで、レセプトとの突合せは行いません。場所は、医科は盛岡市内、歯科は各地区で行われます。実施時期は、医科歯科とも9月からの予定です。

○新規個別指導

昨年度新規に登録された全ての医療機関（移動や組織変更は対象外）に対して実施されます。

用意させられる書類等は、①対象患者の初診時からのカルテ、②前記患者の検査事項を収録した書類及びX線フィルム（直近1年分）、③前記患者の診療費の請求書・領収書の控え（直近1年分）、④患者ごとの一部負担金徴収に係る帳簿または日計表等（直近1年分）、⑤薬剤情報提供にかかる文書、⑥医師、看護師の出勤簿、⑦保険外負担一覧表、⑧返戻、増減点通知に関する書類など。

入院医療機関の場合は、入院計画書など入院関係の書類もあります。

実施通知は指導日の3週間前に文書で通知されます。対象患者の指定は、医科歯科とも、診療所は指導日の4日前にFAXで10名分の連絡があります。実施場所は、医科は盛岡市内、歯科は各地区で行われます。時間は医科歯科とも1時間です。

時期は、医科歯科とも6月または7月から予定されています。

○個別指導

個別指導の対象となる医療機関は、審査・支払機関、保険者、患者からの情報や、高点数などに基づいて選定されます。

新規個別指導と同様の書類を用意させられ、個別に面談方式で実施されます。

実施通知は、新規指導と同様、指導日の3週間前です。対象患者の指定は、医科歯科とも指導日の4日前に15名分、前日に15名分計30名分がFAXで指定されます。時間は医科歯科とも診療所は2時間、病院は3時間になります。

場所は、医科は盛岡市内、歯科は各地区で行われます。時期は医科歯科とも6月または7月からの予定です。

○特定共同指導

特定共同指導は厚生労働省（本省）が主体となり、東北厚生局岩手事務所と県が協力して行います。対象医療機関は、①臨床研修指定病院　②大学付属病院　③特定機能病院　④同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険医療機関　⑤その他、緊急性を要する場合等であって、特に特定共同指導が必要と認められる保険医療機関等となっています。

病院の場合は午前から午後にかけて、当該病院への立ち入り指導となります。実施の通知は、個別指導同様、指導日の3週間前に通知されます。

本県の実施予定件数等について東北厚生局岩手事務所に聞いたところ、電話では教えられない、後日開示する資料を見て欲しいとのことでした。

なお、共同指導は、今年度は計画されていません。

萎縮せず堂々と診察を

指導・監査の留意点として、次の事項について参考にしてください。

指導内容に従うかどうかは保険医の任意

指導はできれば受けたくないものですが、健康保険法第73条に規定されている通り、拒否をすることはできないものと考えられます。しかし、行政手続法第32条では、指導内容に従うかどうかは保険医の任意であり、従わなかったことで不利益な扱いをしてはならないこととなっています。

弁護士の帯同は可能

指導当日の弁護士の帯同は可能です。その際は、事前に厚生局に対して書面での申し出が必要です。

弁護士の帯同を希望される際は、お早めに当協会へご相談頂きますようお願いします。（岩手県保険医協会　電話019－651－7341）

録音も可能

指導当日の録音も可能です。事前に厚生局に連絡する必要はありません。事前に連絡なく録音機を取り出したとしても、指導の中止や延期を迫られることはなく、予定通り指導が行われます。

医療機関が録音をする場合は、行政側も録音するとのことです。

弁護士の帯同、録音の効果

指導時の弁護士の帯同や録音は、

① 密室の中での指導において、恫喝的な指導がなくなり、懇切丁寧な指導がなされた

② 指導を受ける先生が自分の意見を言いやすくなった

などの効果が実証されています。

自主返還について

個別指導の自主返還は、返還することに納得できないものについては、説明を求めることや納得するまで話し合うことが重要です。

行政手続法第32条では「行政指導に携わるものは、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない」とあることから、返還は強要されるものではありません。

協会にご相談ください

個別指導の通知がありましたら、協会にご相談ください。

また、指導対策の書籍を発行しておりますので、ご活用下さい。相談やお問い合わせは、岩手県保険医協会（電話019－651－7341）までお願いします。

指導の通知が来たら

1．「通知」を確認して、すぐに保険医協会に連絡を
2．カルテ記載の整備、確認
3．X線など持参物の確認、整備
4．指導当日は「大丈夫」の気概で
5．必要なことはメモを取る
6．指導が終わったら、事後対策のために協会に報告を

こんな対応していませんか？
～医療機関への苦情事例～

県では、安心して医療を受けられるよう、医療に関する相談窓口「岩手県民医療相談センター」を設けています。古い数字になりますが、平成18年度は延795件（実数577件）の相談が寄せられ、前年度より延件数で315件、実数では211件増加しました。

盛岡の方からの相談が54％と多く、岩手中部9・1％、胆江6％と続きます。

相談の対象となった医療機関は、診療所27・9％、民間病院21・8％、県立病院20・8％、国立病院9・6％、大学病院7・8％、歯科診療所3・9％です。

寄せられた相談と対応について一部紹介します。

〈全国の医療相談センターに寄せられた事例〉

見方

1、（　）枠内が患者さんからの相談・苦情内容

2、対処方法は相談者や医療機関に対する医療相談センターの対応

3、【医療機関へのアドバイス】は、相談事例を受けて、各医療機関における未然防止・対応についての医療相談センターからのアドバイス

1、清潔の保持

○院内の清潔が行き届いていない。
○廊下に物が散乱していて、非常口がふさがれている。

対処方法：医療法に基づき病院に事実関係を確認し、必要に応じて立入検査や指導を行う。

【医療機関へのアドバイス】

こうした事例においては、衛生面の他、院内感染対策や医療安全上の観点からも問題となる場合が多くあります。

医療機関のスタッフにとっては日常的な風景になってしまい、問題があっても保健所の医療監視や利用者からのクレームがなければ気付かない場合もあることと思います。

こうした相談・指摘があった場合には真摯に受止め、必要な改善を速やかに行うとともに、日頃から他の医療機関の見学や情報交換等を通じて、自分たちの医療機関を見つめ直していくことも必要ではないでしょうか。

2、職員対応

○診察を受けた際、「この程度で診察に来るな」と文句を言われた。
○看護師が他の患者がいる前で、自分の症状を大声で説明したため、恥ずかしい思いをした。

対応方法：病院職員の言動が法律に抵触する場合を除き、大部分が個人の資質によるところが多いため、相談者に法律上の問題ではない旨を説明しておく。

相談者から病院への指導を求められた場合は、病院に連絡し、事実関係の確認を依頼する。

病院が事実を認めた場合は、改善に向けた注意喚起を促すと同時に、相談者に対する誠意ある対応を依頼する。

【医療機関へのアドバイス】

相談事例の中には、発言内容について、相談者が「発言した医療従事者の意図」と異なった解釈をしたため苦情となる場合も多くあります。

こうした苦情があった場合、医療機関は医療従事者側の主張（言い分）に固執するのではなく、患者の受止め方は様々であることを理解の上、誤解を与えたことを素直に謝罪するといった対応も必要ではないでしょうか。

3、入院3カ月の強制転院

○入院して3カ月たったところ、病院側から強制的に転院するよう求められている。

対応方法：転院先に関する不満については、主治医や病院のケースワーカー等との話し合いを勧める。相談者が病院に言い出しにくい等の理由で「窓口」から病院に伝えてもらいたいという希望があった場合は、病院に連絡し、相談者との話し合いを依頼する。

明らかに経営上の理由によるケースと思われる場合で、相談者が「窓口」から病院への指導を希望した場合は、相談者の加入している健康保険を確認し、所管行政から指導してもらう。

【医療機関へのアドバイス】

「転院したくないのに転院するように勧められる」「転院したいのにさせてくれない」など、転院に関係する相談も多くあります。

前者の場合では、相談者の意向として「急性期の医療機関に居たいのに見捨てられたようで…」「介護する人もいないし…」などといった背景を理由としている場合が多くなっています。

後者の場合は、医療機関と何らかのトラブルを抱えている場合や、患者や家族の思ったような治療結果が見られない場合に多くなっています。

いずれの場合にも、患者や家族から相談があった場合には、理由をきちんと説明することはもちろんのこと、予め長期的な治療計画を立てる中で患者や家族に説明しながら、転院や退院について準備していくことも必要ではないでしょうか。

岩手県保健福祉部医療国保課平成20年3月発行「医療相談の手引き」より引用

医療職員セミナーのご案内

ぜひご参加ください

「安全な院内環境への配慮と具体的な接遇」

主な内容

- ▣接遇の基本を見直し、患者様心理を考えた応対
- ▣具体的な院内コミュニケーション
- ▣安全と接遇の深い関係を知る
- ▣クレームにならないための工夫とクレームの場面での心からの応対
- ▣院内では使っていけない言葉・モラルハラスメント
- ▣安全対策としての院内での声かけ

講　師：　長久保　美　奈　氏
　　㈲ミナ・コーポレーション代表取締役

盛岡会場　6／22㈯18：30～20：30
　　アイーナ803会議室
奥州会場　6／23㈰10：00～12：00
　　みずさわ北ホテル
宮古会場　（予定）

参加費：会員医療機関　お一人様　500円

※参加ご希望の際は、同封の申込書またはHPから申込書を印刷していただき、必要事項をご記入の上、FAXにてお送りくださいますようお願い申し上げます。

当会常任理事会では橋下徹大阪市長の発言に対し大阪市に下記の抗議文を送付しました。

2013年5月21日
岩手県保険医協会常任理事会

橋下徹氏の発言に抗議する

5月13日、日本維新の会共同代表の橋下徹大阪市長は旧日本軍の従軍慰安婦問題について、「当時は軍の規律を維持するために必要だった」と発言し、その後、内外から批判を受けていることに関し、「慰安婦を容認したことはない。大誤報をやられた」とメディア批判をしました。

橋下氏は上記発言以外にも、在日米軍に風俗業の活用も求めており、公職者によるこれらの一連の発言は、女性だけでなく男性の基本的人権を無視し、旧日本軍による組織的な性暴力と性奴隷制を公然と肯定し、女性を軍隊の性の道具とみなす重大な発言であり、米軍犯罪・性暴力に対する擁護にまでつながります。女性の権利、尊厳を守るためにも、橋下氏の暴言を断じて許すわけにはいきません。

橋下氏は自身の発言が批判を受けるとメディアを批判し正式な記者会見以外の取材を拒否しました。さらには、「日本人は読解力不足」とするなど、開き直りととらえられる態度を示し、政治的立場にある者とは思えない幼稚な振る舞いと、立場をわきまえず発言を繰り返す橋下氏の人間性を疑います。

岩手県保険医協会は開業医宣言において、過去の戦争の過ちを教訓として学ぶとともに、平和を脅かすあらゆる動きに対し、医師の社会的責任を果たす決意をしています。また、従軍慰安婦は異常な状況の戦時下で生まれたことから、私たちは健康と命を守る医療人として、いかなる戦争も許さず平和を守り、未来永劫、従軍慰安婦のような悲劇を二度と起こさないためにも、橋下氏の発言に抗議します。

理事会だより　4月

【日　時】2013年4月9日㈫19：30～21：20
【場　所】盛岡フコク生命ビル会議室
【出席者】役員、事務局併せて15名

1、兵庫協会からの被災地仮設住宅慰問の依頼について前回同様、共催とすることが承認された
2、保団連大会・代議員会の議事運営に対する組織討議については総務会で検討することが承認された
3、定期総会の役割分担、保団連（宮城協会）からの来賓、懇親会の運営について承認された
4、新たな会員区分の設定については来月の会議で再度協議することとなった